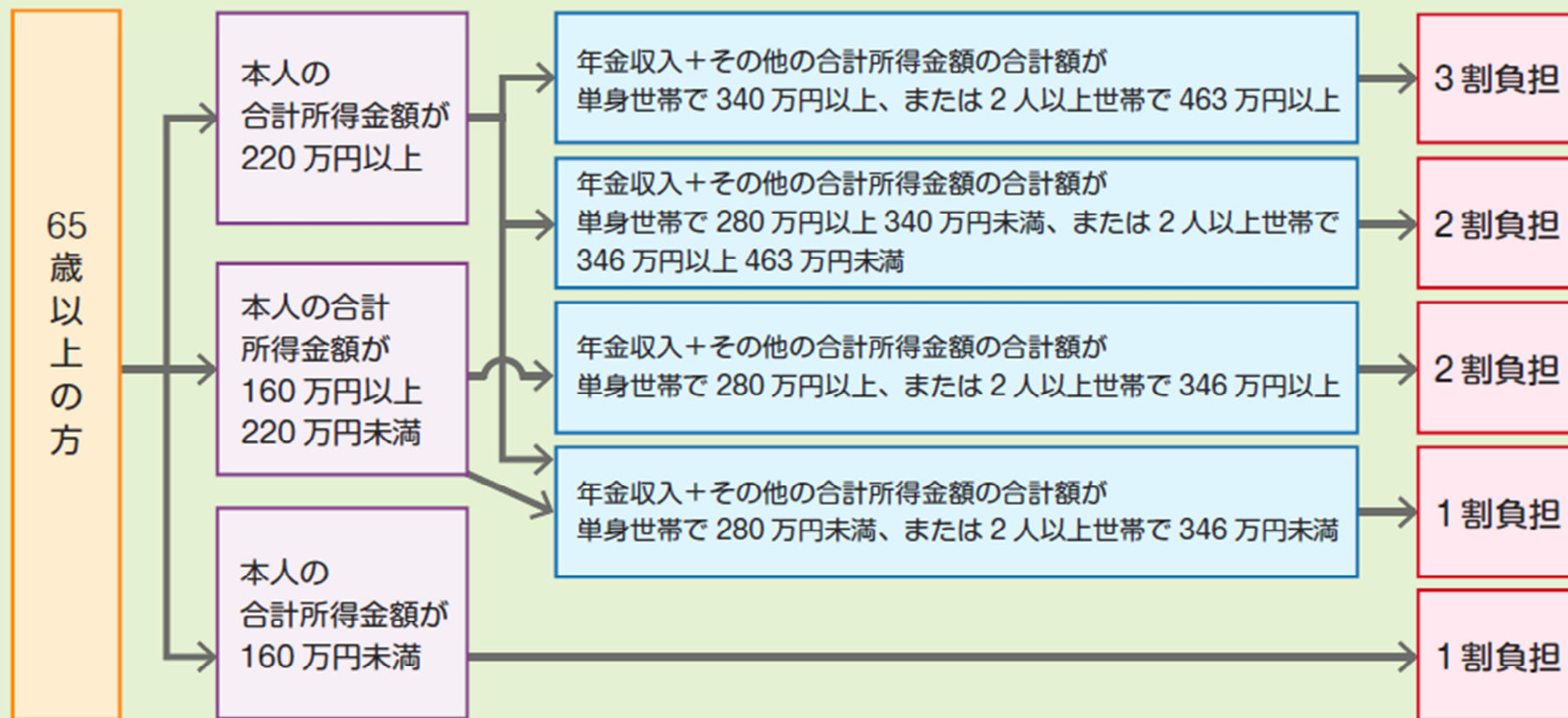


介護保険サービスを利用したときは、利用料の1割から3割を自己負担として支払います。65歳以上で一定以上の所得のある方は、2割または3割負担となります。

利用者負担の判定の流れ



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担